

民間建築関係団体の長 殿

中央建設業審議会会長 柳 正憲

民間建設工事標準請負契約約款（甲）の実施について

民間建設工事標準請負契約約款（甲）（平成22年7月26日中央建設業審議会決定）の実施については、かねてより御配慮賜っているところですが、近年の災害の激甚化・頻発化や、不適切な盛土等による土砂災害リスクの増加を背景に、危険な盛土等の発生を防止するための方策として、建設発生土の搬出先の明確化が求められていること等を踏まえ、中央建設業審議会で審議を行った結果、別添のとおり改正することといたしましたので、その実施について格段のご配慮を賜りたく、建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項の規定に基づき勧告いたします。

なお、今回の主な改正事項と改正趣旨等につきましては、下記のとおりでありますので、遺漏のないよう適切な御対応をお願いいたします。

記

○施行日について

今回の民間建設工事標準請負契約約款（甲）の改正部分は、令和4年6月21日から施行する。

○改正内容について

危険な盛土等の発生を防止するためには、工事現場から発生する土の搬出先を明確化すること、特に継続的に大規模な建設工事を発注している民間発注者は、公共工事の発注者と同様に工事の発注段階で搬出先を指定する「指定利用等」を行うか、受注者による建設発生土の適正処理の確認を行うことが求められる。このことに鑑み、工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、契約書に「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定めることが望ましく、指定利用等を行うことが困難な場合にも、発注者は、受注者により建設発生土の適正処理が行われることを確認することが求められる

ことを明確化した。

なお、発注者による指定利用等の実施にあたっては、指定しようとする搬出先が宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正後の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく都道府県知事等の許可を受けていることなど適正な搬出先であることをあらかじめ確認すること、また、工事の発注段階で暫定的に搬出先を指定する場合には、搬出先の確定後に速やかに受注者に対して指示等を行った上で、必要に応じて設計変更を行う等、適切に対応することが必要である。

加えて、建設発生土の運搬・処分等に要する費用については、適正に請負代金に反映しなければならず、契約締結後に予期せぬ運搬・処分費等の増加があった場合には、追加負担について発注者・受注者間で協議の上、必要に応じ、適切に契約変更を行う必要があることにも留意する必要がある。

（契約書関係）

以上